（様式－１）

第　　号
年　　月　　日

受　注　者　殿

富山県知事　新田　八朗

「令和８年３月から適用する公共工事設計労務単価について」
の運用に係る特例措置に基づく請負代金額の変更について（通知）

標記について、令和８年３月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の決定に伴い、令和８年３月１日以降に契約を締結した工事のうち、令和７年３月から適用する公共工事設計労務単価を適用して予定価格を積算している工事について、新労務単価に基づく請負代金額に変更を請求することができます。

なお、請求する場合は書面（様式-２）により、発注者あてに行うこととします。

請求受理後、７日以内に協議開始の日を通知します。協議開始の日の通知が発注者よりない場合は、受注者が協議開始の日を定め、発注者に通知することができます。

（様式－２）

年　　月　　日

富山県知事　新田　八朗　殿

受注者　住所
氏名

請負代金額の変更請求について

令和　　年　　月　　日付けで契約を締結した下記工事について、「令和８年３月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置により、請負代金額の変更を請求します。

記

１　工 事 名　　工事

２　工事場所　　市　　町　　地内
郡　　村

３ 工　期　令和　　年　　月　　日から
令和　　年　　月　　日まで

４ 請負代金額　　円

（様式－３）

第　　号
年　　月　　日

受　注　者　殿

富山県知事　新田　八朗

協議開始の日について（通知）

令和　　年　　月　　日付けで請求のあった下記工事について、「令和８年３月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置による協議開始の日を下記のとおり定めたので通知します。

記

１　工　事　名　　工事

２ 協議開始の日　　令和　　年　　月　　日

３ 請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（様式－４）

第　　号
年　　月　　日

受　注　者　殿

富山県知事　新田　八朗

請負代金額の変更について（協議）

令和　　年　　月　　日付けで契約を締結した下記工事について、「令和８年３月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置により、下記のとおり協議します。
なお、異議がなければ、請負代金変更額承諾書を提出願います。

記

１　工　　事　　名　　工事

２　請負代金変更額　　円　　増　額

（様式－５）

年　　月　　日

富山県知事　新田　八朗　殿

受注者　住所
氏名

請 負 代 金 変 更 額 承 諾 書

令和　　年　　月　　日付けで協議のあった、下記工事の請負代金変更額については、承諾します。

記

１　工　　事　　名　　工事

２　請負代金変更額　　円　増　　額